

## 北極環境研究コンソーシアム運営委員選挙実施要項

### 1 趣旨

北極環境研究コンソーシアム（JCAR）の運営委員の選挙については、規約第9条第1項第1号及び同条第2項に定めるほか、本要項の定めに従う。

### 2 選挙日程

- (1) 自薦他薦の受付期間は2週間以上とする。
- (2) 投票期間は投票用紙送付日より3週間以上で定める。

### 3 選挙管理委員会

- (1) 選挙管理委員会は運営委員選挙毎に発足し、この項（5）にある選挙作業事項終了後に解散する。
- (2) 選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員の中から互選によって選出する。
- (3) 選挙管理委員は運営委員候補者及び推薦者になることはできない。選挙管理委員は自ら運営委員推薦者になる意思がないことを了承し着任する。選挙管理委員が他薦され受け入れた場合は、その時点で委員を辞退しなければならない。
- (4) 選挙管理委員会に欠員が出た場合は、運営委員長と副委員長の合議に基づき、新たに選挙管理委員を登録会員の中から任命する。
- (5) 選挙管理委員会は、運営委員の選挙を実施するため、具体的に以下の事項を行う。
  - ①選挙の公示
  - ②自薦他薦の受付
  - ③候補者リスト補充に係る作業
  - ④開票
  - ⑤当選の確認と発表
  - ⑥選挙録の作成
  - ⑦その他選挙管理に必要な事項

### 4 選挙の公示

運営委員選挙公示は、JCAR ホームページ及び登録会員へのメール配信等により行う。

### 5 推薦の受付

- (1) 推薦は自薦または他薦とする。
- (2) 推薦者は登録会員に限る。
- (3) 自薦する者は推薦書（別紙1）をメールに添付、または郵送にて選挙管理委員会へ提出する。
- (4) 他薦する者は被推薦者の承諾を得たうえで、推薦書（別紙1）および被推薦者の承諾書（別紙2）をメールに添付、または郵送にて選挙管理委員会へ提出する。

## 6 候補者リストの作成

- (1) 推薦の受付期間終了後、選挙管理委員会は被推薦者から成る被推薦者リストを作成する。
- (2) 運営委員長並びに副委員長は被推薦者リストを確認し、専門分野のバランス等を考慮し、必要があれば適宜追加し、候補者リストを作成する。追加する際には、雪氷 2 名、海洋 2 名、陸域 2 名、大気 2 名、ジオスペース（超高層大気あるいは高層大気と呼ばれている領域）1 名、人文社会 2 名の候補者が最低含まれるように留意する。
- (3) 運営委員長並びに副委員長は選挙管理委員会から提出された被推薦者リストにある被推薦者を削除できない。
- (4) 候補者追加にあたっては他薦と同様の手続きを要する。

## 7 無投票当選

候補者が 15 名を超えない場合は無投票とし、候補者全員を当選とする。

## 8 投票

- (1) 候補者が 15 名を超える場合は投票を行い、15 名を選出する。
- (2) 選挙管理委員会は選挙権を有する登録会員に投票フォームを送付する。
- (3) 投票の受付・投票フォームの管理は選挙管理委員会が行う。
- (4) 投票人は投票フォームを使用して投票を行う。
- (5) 投票は候補者リストから 15 名以下を選択する方法で行う。
- (6) 無記名投票とする。
- (7) 白票は有効投票と認める。
- (8) 委任または代理投票は認めないこととする。
- (9) 15 名を超えて投票した場合は、白票扱いとする。

## 9 開票

開票は投票締め切り後すみやかに選挙管理委員会が行う。

## 10 当選

- (1) 選挙管理委員会は、開票の結果、有効得票数の多い順序によって、当選者を確定する。
- (2) 当選最下位に相当する候補者の得票が同数の時は、より若い者を上の順位とする。

## 11 選挙結果の報告

- (1) 選挙管理委員会は運営委員会へ選挙結果を報告する。
- (2) 選挙管理委員会は当選者に対する当選通知を行う。
- (3) 選挙管理委員会は選挙結果を JCAR ホームページ上に掲示し、メール等で周知する。

## 12 選挙録の提出及び保存

- (1) 選挙管理委員会は、選挙の経過を記載した選挙録を作成し、運営委員会に提出する。

- (2) 選挙録は運営委員長並びに副委員長が他薦した候補者を記述することとする。
- (3) 運営委員会は選挙録を2年間保存しなければならない。

2014年12月25日制定

2017年7月10日改正